

新庄国道出張所通信

令和6年6月17日

特殊車両の指導・取締りを行いました。

特殊車両が公道を通行する場合には、道路管理者の「**特殊車両通行許可**」が必要になります。道路を正しく使用していただくために無許可や許可内容に違反した状態で走行している車両がないか、舟形町の長尾トンネル駐車帯にて新庄警察署の協力のもと、令和6年6月5日(水)に特殊車両の通行に関する指導・取締りを行いました。



特殊車両とは

車両の構造が特殊である車両※①あるいは輸送する貨物が特殊※②な車両で、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかの**一般的制限値**※③を超えたり、橋や高架の道路、トンネル等で定める総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両のことを言います。

※①車両の構造が特殊である車両

トラッククレーン等の自走式建設機械、セミトレーラー、ポルトトレーラー等

※②輸送する貨物が特殊

分割が不可能な大型建設機械、大型発電機、電車の車体、電柱等

※③一般的制限値

幅	2.5m
長さ	12m
高さ	3.8m
総重量	20t
軸重	10t
隣接軸重	18~20t(車両により変動)
輪荷重	5t
最小回転半径	12m



※「特殊車両通行制度」について、詳しく知りたい方はQRコードをお読みください。

今回の指導・取締りの結果→ 特殊車両 4 台のうち違反台数 0 台
道路の保全、通行時の危険防止のため、今後も指導・取締りを実施していきます。



「お問い合わせ先」 国土交通省 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所
〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字舟田608-2
TEL 0233-22-1581 FAX 0233-22-8396
ホームページアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuch/shiniji/index.html>

